[仮訳] G 7デジタル・技術トラック 附属書 1 DFFT 具体化のためのG 7ビジョン及びそのプライオリティに関する附属書

- 1. 附属書 1 に基づくビジョン及びプライオリティは、閣僚宣言で確認された原則に基づくものである。
- 2. 我々は、IAP に対し、ステークホルダーと関連するデータ保護当局を含め、様々なバックグラウンドを持つデータガバナンスに関する専門家からなるコミュニティを結集し、他の課題について検討することを求める。
 - データに関する既存の規制要件に適合的なデータ流通を可能にするための相互互換性のある 政策、ツール、プラクティスの開発
 - DFFT に対する主要な阻害要因及び課題
 - プライバシー強化技術(PETs)などの DFFT に関連のある技術開発
 - モデル契約条項などの DFFT を可能にするリーガル・プラクティスや国際プライバシーフレームワーク 等の認証メカニズム
- 3. 我々は、IAP に対し、2021 年に G7 首脳が承認した DFFT に関する協力のためのロードマップや 2022 年の DFFT 促進のためのアクションプランに基づき、G7 が特定した次の分野について、特に注意を払うことを IAP に求める。
 - データ・ローカライゼーション:経済成長やイノベーションのために、データの越境移転や保護をできるようにすることは重要である。DFFT に関する協力のための G7 ロードマップや 2022 年の DFFT 促進のための G7 アクションプランでの我々のコミットメントを具体化すべく、データガバナンスや正当な公共政策の目的のために様々なアプローチがあることを考慮にしつつ、データ・ローカライゼーション対策による経済社会への影響を踏まえた上で、具体的な進捗を目指すべきである。
 - **規制協力**: 国内アプローチの相違は、政府、ビジネス、個人に対して、法的なものを含む不確実性を発生させ、越境データ流通に影響を与える可能性がある。我々はデータを越境移転させ、データの保護要件に対する規制アプローチの共通点を特定するために作業を促進するとともに、プライバシー強化技術(PET s)やモデル契約条項などのアプローチ、透明性の向上などにより規制情報へのアクセスや優れた規制慣行を促していくなどの協力を促進すべきである。
 - **信頼された政府のデータへのアクセス**:我々は、国家安全保障に関わる機関や法執行機関が個人情報にアクセスする際に適用される共通のプライバシー保護措置を特定することにより、主要な阻害要因や課題への対処を求める「OECD の民間が保有するデータへの政府のアクセスに関

する宣言」を歓迎する。民間企業による宣言への認知を促進すべく、他の国にもこの原則への署名を奨めるべきである。また、IAP は、さらなる共通の理解を民主主義的な価値と法の支配と矛盾する個人データへの政府アクセスを防止すべく、適切なリスクベースアプローチに関する共通の理解をさらに深めるように努めるべきである。

- データ共有: コロナ危機と最近のグローバル情勢は、イノベーションと成長を促進するために、ヘルスケア、グリーン/気候変動、モビリティ(自動走行のための地理空間情報プラットフォームなど)といった優先分野におけるデータ共有アプローチについて、志を共にするパートナーが合意を見出すことの価値と必要性を示している。我々は DFFT 具体化に向けた取り組みの一環として、データ共有を促進すべく、デジタル証明書やデジタル・アイデンティティに係る技術やユースケースの役割を支持する。データの利用促進は、経済成長のための戦略的な機会でもある。
- 4. IAPを立ち上げる過程において、我々は、OECDの属性とそのデータガバナンス、プライバシー、DFFT、 そしてデジタル経済分野一般における既存の取組から、OECD がこの国際的な努力を進めるのに適していると考えている。